各 位

福祉局長

電子入札適用範囲について(お知らせ)

福祉局(弘済院を除く。)において発注する物品買入契約、物品借入契約、印刷・製本、修繕の請負契約について、電子入札の適用範囲を次のとおりとします。

記

- 1 対象となる契約及び入札適用範囲
- (1)下記案件に係る物品買入契約

医療用、防疫用及び研究検査用の薬品及び資材の買入契約で、予定価格の額が 40 万円を超える 契約。

雑誌、その他の定期刊行物及び書籍の買入契約で、予定価格の額が40万円を超える契約。 及び 以外の物品買入契約で、予定価格の額が40万円を超え200万円以下の契約。

- (2)借入契約で、予定価格の額が40万円を超え140万円以下の契約。 ただし、複写機の借入契約については、予定価格の額が40万円を超える契約。
- (3)(1)及び(2)に該当する単価契約で、予定価格(単価)の額に予定数量を乗じた額が、上記の金額に該当する契約。
- (4)印刷・製本、修繕の請負契約で、予定価格の額が40万円を超え200万円以下の契約。
- (5)工事請負契約で、予定価格の額が100万円以下の契約。
- (6)業務委託及び測量・建設コンサルタント等契約で、予定価格の額が100万円を超える契約。
- 2 実施時期

平成26年4月1日以降に公告する案件から実施します。